

求職者支援制度による

職業訓練受講給付金のご案内

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講し、一定の要件を満たす場合に、「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。受給を希望する方は[住所を管轄するハローワーク](#)で、事前に相談をした上で入校の申し込みをしてください。
(※令和4年4月1日時点の内容となります。要領改正により、内容が変更になることがあります。)

職業訓練受講給付金の支給額

職業訓練受講手当	月額10万円
通所手当	職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）
寄宿手当	月額10,700円

- ※1 「職業訓練受講給付金」は、支給単位期間（原則1か月）ごとに支給します。
支給単位期間とは、原則訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間のことを指します。
- ※2 支給単位期間における「職業訓練受講給付金」の対象となる日数が28日未満の場合は、支給額を別途算定します。
- ※3 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。
- ※4 寄宿手当は、訓練を受けるため同居の配偶者などと別居して寄宿する場合で、ハローワークが必要性を認めた方が対象となります。

職業訓練受講給付金の支給要件（次の要件を全て満たすことが必要です。）

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
 - ② 本人収入が支給単位期間ごとに8万円以下（※1）
※シフト制で働く方などは月12万円以下（令和5年3月末までの特例措置）
 - ③ 世帯全体の収入が支給単位期間ごとに40万円以下（※1、2）（令和5年3月末までの特例措置）
 - ④ 世帯全体の金融資産が300万円以下（※2）
 - ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
 - ⑥ やむを得ない理由による欠席がある場合でも、支給単位期間ごとの出席が8割以上（※3、4）
※やむを得ない理由以外の欠席日の給付金は日割りで減額します（令和5年3月末までの特例措置）
 - ⑦ 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける方
 - ⑧ 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない（※2）
 - ⑨ 過去にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している（※5）
 - ⑩ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- ※1 「収入」とは、税引前の給与などの他、年金その他全般の収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。
 - ※2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
 - ※3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1日の総時限（コマ）数のうち、半分以上の時限に出席している場合は、1/2日出席として取り扱います（時限ごとの出席は、その時限の全ての時間に出席していることが必要です）。
 - ※4 「8割以上」の出席とは、支給単位期間ごとに訓練実施日数から欠席した日数と「1/2日出席」した日数を控除して出席日数を算定（端数が生じた場合は切り捨て）し、支給単位期間ごとに訓練実施日数に占める当該出席日数の割合が8割以上であることを指します。
 - ※5 求職者支援訓練の基礎コースに続けて求職者支援訓練の実践コース又は公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となる場合があります。

- 支援指示を受け公共職業訓練を受講するためには、訓練実施施設による選考合格後、[居住地（職業訓練受講給付金の受給を希望される方は住所）を管轄するハローワーク](#)で「就職支援計画書」の交付を受ける必要があります。
- 上記の就職支援計画に基づき、毎月指定された来所日（訓練期間中から訓練終了3か月後まで）に就職支援計画書の交付を受けたハローワークに出向き、職業相談を受ける必要があります（職業訓練受講給付金の支給申請を行う方はこの日に手続きを行います）。
- 指定来所日に来所しない等、ハローワークの就職支援を拒否すると、職業訓練受講給付金が不支給となるばかりでなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って職業訓練受講給付金の返還命令等の対象となります。

求職者支援資金融資

職業訓練受講給付金に加えて、希望する方は、労働金庫（ろうきん）の融資制度（求職者支援資金融資）を利用することができます。貸付の上限額は、同居又は生計を一つにする別居の配偶者等のいる方は月10万円、それ以外の方は、月5万円です。返済免除はありません。

職業訓練受講給付金または求職者支援資金融資は、求職者支援制度以外の他の給付や融資等を受けていることを理由として、支給が停止または減額されることはありません（収入・資産要件を満たさなくなる場合を除く）。ただし、他の制度において、支給（融資等）が停止または減額される可能性がありますのでご注意ください。特に、生活保護、生活困窮者住居確保給付金または生活福祉資金（総合支援資金）貸付による給付（融資等）を受けている（または受けようとする）方は、実施主体である自治体等にご相談ください。